

千葉県内手動扉エレベーター転落事故調査報告書(概要)

事故 I

社会資本整備審議会 昇降機等事故調査部会

【事故の概要】

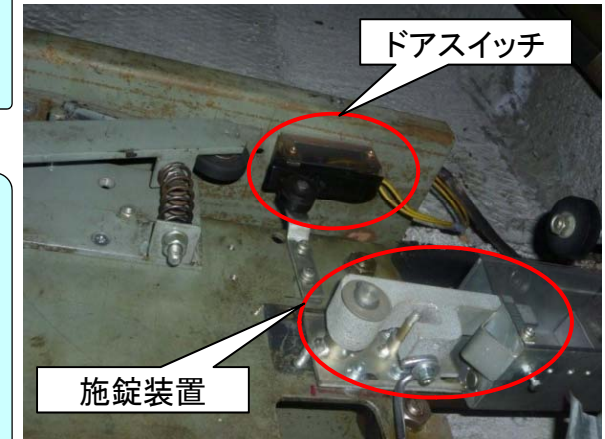
- 発生日時：平成23年3月6日 18時頃
- 発生場所：千葉県鎌ヶ谷市東初富4-35-1 株式会社マルエツ鎌ヶ谷大仏店
- 事故の概要：手動扉のエレベーターにおいて、1階にエレベーターが停止していた際、被害者が2階から扉を開けて乗車しようとしたところ、扉が開き、昇降路内のかご上に転落した。(尾てい骨にひび、全治3週間)

【エレベーターの概要】

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| (1)製造保守会社：株式会社新日本リフト | (4)乗場扉：手動式2枚扉片開き |
| (2)用途：荷物用 | (5)確認済証交付年月日：昭和51年 5月31日 |
| (3)停止階数：2箇所停止(1階～2階) | (6)検査済証交付年月日：昭和51年 7月31日 |

【事実情報及び分析】

- 建築基準法施行令に基づく告示において、ドアスイッチは施錠装置が施錠された後に作動し、エレベーターのかごを昇降させるものであることが定められている。
- 事故機はドアスイッチの取り付け位置を変えることにより、施錠装置の施錠される時点より前にドアスイッチが作動し、かごが昇降できる状態にすることが可能な構造であった。
- 事故時の取り付け状況は確認できなかったが、事故後の部品を交換した状態でも、施錠装置が施錠される時点より前にドアスイッチが作動する位置にドアスイッチが取り付けられていたことから、事故時に適切な状態に施錠装置及びドアスイッチが取り付けられておらず、建築基準法に適合しない状態となっていた可能性がある。
- 事故当時使用していた施錠装置に著しい摩耗や欠損等は確認されなかったが、既に取り外されていたため、事故直後の状態は確認できず、一時的に施錠装置が施錠されない状態であった可能性も考えられる。



別々に取り付けられた施錠装置とドアスイッチ

【原因】

本事故は、かごが乗場がないにも関わらず、手動の乗場扉の施錠がされていなかったことにより、被害者が扉を開き、誤って転落したものと推定される。
乗場扉の施錠がされていなかったのは、施錠装置が施錠された後にドアスイッチが作動する状態になるように取り付けることが必要であったにも関わらず、適切な位置に取り付けられていない、または、施錠装置の動きが円滑でなく一時的に施錠がされない建築基準法の基準に適合しない状態となっていたことによるものである可能性が考えられる。

千葉県内手動扉エレベーター転落事故調査報告書(概要)

事故Ⅱ

社会資本整備審議会 昇降機等事故調査部会

【事故の概要】

- 発生日時：平成23年10月15日 11時40分頃
- 発生場所：千葉県松戸市仲井町2-57-1 株式会社マルエツ上本郷店
- 事故の概要：手動扉のエレベーターにおいて、被害者が1階から乗り込もうとしたところ、エレベーターのかごが1階に着床しておらず、そのまま昇降路に転落した。(全治約1ヶ月)

【エレベーターの概要】

- | | |
|-----------------------------------|----------------------------|
| (1) 製造保守会社：株式会社新日本リフト | (4) 乗場扉：手動式2枚扉片開き |
| (2) 用途：荷物用 | (5) 確認済証交付年月日：昭和51年 11月13日 |
| (3) 停止階数：3箇所停止(正面側1階、2階)、(背面側M2階) | (6) 検査済証交付年月日：昭和52年 6月6日 |

【事実情報及び分析】

- 施錠装置の周辺に埃やコンクリートの破片が散乱している状態であった。
- コンクリートの破片がレバーと躯体の隙間にはさまった状態でレバーの動きを確認したところ、レバーが戻らず、施錠されていない状態で維持された。
- 事故が発生した1階の施錠装置は、8～9年前に部品が損傷し、正規の部品が手配できなかったことから、応急処置をして改造を実施し、その部品が事故時まで使用されていた。
- 施錠装置を保護するために取り付けられていたカバーに傷が確認され、施錠装置とカバーが接触し、施錠装置の動きを制限していた可能性があった。



レバーと躯体の間に異物が挟まった状態を再現



施錠装置の改造部品

【原因】

本事故は、かごが乗場がないにも関わらず、手動の乗場扉の施錠がされていなかったことにより、被害者が扉を開き、誤って転落したものと推定される。

乗場扉が施錠されていなかったのは、施錠装置の修繕を、正規の部品を使用せずに行った結果、施錠装置が他の部品と接触したこと、または施錠装置周辺の清掃を行っていなかったため、異物が施錠装置の正常な動きを妨げたことにより施錠装置の動きが妨げられ、建築基準法の基準に適合しない状態となっていたことによるものである可能性が考えられる。

①既設の手動扉のエレベーターに係る安全確保

国土交通省は、既設の手動扉のエレベーターで、施錠装置及びドアスイッチが独立した構造のものについて、次の点について建築基準法の基準に適合しない状態となっていないか又は当該状態になるおそれがないか調査を行い、必要な指導を行うこと。

- ・施錠装置の施錠の前にドアスイッチが作動する状態となっていないか
- ・施錠装置の周囲に施錠装置の作動を妨げるおそれのあるものがないか
- ・正規部品でない部品が使用されていないか

②施錠装置及びドアスイッチの構造基準の改正

国土交通省は、新たに設置するエレベーターの施錠装置について、ドアスイッチが直接連動するなどにより乗場扉の施錠装置が正常な動きをしなかった場合にドアスイッチが入らず、かつ、保守管理において施錠装置の施錠より前にドアスイッチが作動する状態に変更することができない構造のものとするよう検討を行い必要な措置を講ずること。

また、既設のエレベーターの所有者・管理者に対し、より安全を確保するため、新たに検討された構造の施錠装置及びドアスイッチに改修を行うよう指導すること。